

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社博報堂（所在地 東京都港区）外2社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和5年3月6日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 相場 明男
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 成澤 裕子
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
①株式会社博報堂	①東京都港区赤坂5-3-1
②株式会社東急エージェンシー	②東京都港区西新橋1-1-1
③株式会社セイムトゥー	③東京都千代田区永田町2-4-3

2. 指名停止措置期間： 令和5年3月6日～令和5年12月5日（9ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

公正取引委員会は、令和5年2月28日（火）に、（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等の入札談合事件について、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、同法第74条第1項の規定に基づき、上記有資格業者を含む6社等を検事総長に告発し、同日、東京地検特捜部は同社等を起訴した。

5. 措置理由

上記4. については、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所掌の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内